

守ろう! 活かそう! 亀山の農地

問合せ 産業振興課農業グループ(☎84-5082)

市では、特産のお茶をはじめ、米、麦、野菜など多様な農業が展開されている一方、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加が課題となっています。そうした中、亀山市の農業や集落の維持・発展を図るとともに、農業の新たな担い手を育成・支援するため、さまざまな機関と連携して取り組みを進めています。

今回は、貴重な地域資源である農地を適切に保全し、農業を守るための農業委員会の取り組みなどを紹介します。

① 農業委員会ってどんな組織?



② 農地は適正に管理し、地域で農地を守りましょう

耕作が放棄されると、雑草・雑木が増え、病害虫や火災の発生原因となるおそれがあるほか、イノシシなどの有害鳥獣のすみかやごみの不法投棄の場所となり、周辺の農地や近隣住民の生活に大きな悪影響を及ぼします。また、農地の持つ保水などの機能が失われ、台風や大雨のときに畑から周辺道路に土砂が流出し、側溝の詰まりや路面への土砂堆積などを引き起こすこともあります。

③ 適正に手続きをしましょう

● 農地の権利移動には、手続きが必要です

農地の売買、贈与、貸借など権利の移動・設定を行う場合には、農業委員会の許可が必要です。

農地の取得などを行うには、すでに耕作している農地と新たに取得する農地を合わせた面積が**50 a (5,000m²) 以上必要**です。(農地を相続した場合などには許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要です。)

※白川・野登・関・坂下・加太地区は30 a (3,000m²) 以上

● 農地を転用するときは、許可が必要です

農地を転用する場合は、農業委員会の承認を経て市の許可を受けなければなりません。

(場所や目的などによっては認められない場合がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。)

農業委員会へ
お気軽にご相談ください



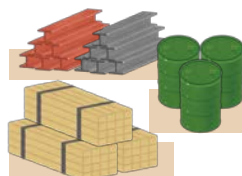
こんな場所に
無断転用していませんか!?



住宅や工場などの敷地



青空駐車場



資材置き場

**無断転用には
厳しい罰則が
あります!**

最高3年以下の懲役または
300万円(法人の場合は1億円)
以下の罰金など

●安心できる農地の貸し借り「利用権設定」をご活用ください

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の「利用権設定」を活用すると、農地の貸し借りがスムーズにできます。この制度により契約した農地は、期限が到来すると貸し手に返還されるので、貸し手にとって安心して契約することができます。また、借り手にとっても、契約期間中は安心して耕作することができます。



お知らせ

「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」を募集します

農業委員および農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、「農業委員候補者」と「農地利用最適化推進委員候補者」を募集します。

募集期間 9月2日(月)～10月1日(火)

任 期 令和2年3月11日(水)～令和5年3月10日(金)

※応募資格、推薦・応募方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/>



人と農地の問題を解消する『未来の設計図』
「人・農地プラン」を地域で作成しましょう!

人・農地プランとは

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」によって、5年後、10年後の農業の展望が描けない地域が増えています。地域の皆さんで話し合ってプランを作り、実行していくことによって、「人と農地の問題」を解決しましょう。



人・農地プランには、さまざまなメリットがあります

人・農地プランに位置付けられると、次の支援を受けられる場合があります。

- ◆農業次世代人材投資事業
- ◆スーパーL 資金の当初5年間無利子化
- ◆「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」

プランの内容

- ◆今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◆中心となる経営体にどうやって農地を集めるか
- ◆中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方
- ◆農地中間管理機構の活用方針 など



プラン作成手順



人・農地プランは、定期的に見直してください。

※プラン作成についてご不明な点は、産業振興課農業グループへご相談ください。